

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

臨時福祉給付金（経済対策分）事業実施に伴う個人情報の収集及び目的外利用について（報告）

平成28年度臨時福祉給付金の給付事業実施に係る個人情報の収集及び目的外利用については、平成28年 5 月20日付「個人情報の収集及び目的外利用について」により、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）第25条第 2 項第 1 号の規定に基づき諮問をし、同年 6 月 1 日に答申を得たものであるが、今般、追加給付として臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業を実施することとなったため、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業の実施に当たっては、平成28年度臨時福祉給付金給付事業において収集及び目的外利用を行った個人情報のうち「障害基礎年金又は遺族基礎年金受給者」を除く個人情報について収集及び目的外利用を行う。

2 支給対象者及び対象者数

平成28年度臨時福祉給付金の対象者（平成28年 1 月 1 日現在で西東京市に住民登録があり、市民税（均等割）が課税されていない者。ただし、市民税（均等割）が課税されている者の扶養等、生活保護の被保護者等を除く。）。対象者数は、約31,500人となる見込みである。

3 事業実施期間

現事務に引き続き、平成 29 年 9 月 30 日まで

4 個人情報の管理体制等

給付事務に係る個人情報の管理については、引き続き、物理的、技術的及び人的なセキュリティ対策を施すとともに、平成 28 年 6 月 1 日付答申附帯意見に従い、給付事務に従事する派遣社員等に対し、研修等の実施により個人情報保護の周知徹底を図ることとする。